

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：34315

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2017

課題番号：25870781

研究課題名(和文)非国家主体の自主規制による国際法規範の重層化に関する研究：科学・技術管理を事例に

研究課題名(英文)A Research on the Multilayered International Legal Norms by the Self-regulation of Non-state Actors: A case of Global Scientific and Technological Governance

研究代表者

川村 仁子(KAWAMURA, Satoko)

立命館大学・国際関係学部・准教授

研究者番号：40632716

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、グローバルな民間の自主規制(グローバル法)が、法規範としての「正統性」を得る可能性として、グローバル法の形成過程に民主的要素を取り入れること、二次規範のような複雑で確実性を有する「手続」を設定すること、グローバル法が社会の一般的な利益と認定され、国家や国際機構によって既存の法規範や制度に採用されることが求められることが明らかになった。そして、EUの科学・技術管理の事例分析から、国家や国際機構と民間の協力(Public Private Partnership)の制度化の中でグローバル法を活用することで、研究・開発支援とリスク管理の両立を実現するガバナンスの可能性を見出した。

研究成果の概要(英文)：In the fields of which are not yet legally institutionalized, non-state private actors make voluntary rules, now called the global laws, by themselves. The private actors need to be guaranteed to operate freely, therefore, the global law voluntarily formed by them plays an effective role in the global governance. However, the global law is made by private actors, so its legitimacy is doubtful because it lacks democracy and tends to be purposive. The aims of this research are to clarify the formation process of the global law and suggest theories which establish its legitimacy by use of the autopoietic system analysis. It examines how to assure the legitimacy of the global law in the international legal order. It also makes clear the theory of legitimacy through the democracy and complicated and indisputable procedures. As a conclusion, I propose to adopt the model of the EU science and technological governance in which the global law is elaborated by the Public-Private Partnership.

研究分野：国際関係学、国際関係法、国際法社会学

キーワード：国際秩序 自主規制(グローバル・ロー) グローバル・ガバナンス トランスナショナル・ガバナンス 先端科学・技術 非国家主体 法社会学 オートポイエーシス

1. 研究開始当初の背景

本研究では、これまでの研究で扱った、国境を越えた非国家主体による自主規制が、重層的な国際法規範の一つとして存在することの可能性と課題について、理論的・制度的側面からの考察を試みた。

本研究の社会的な背景としては、(1) 国境を越えたグローバルな空間での、国家や公的国際機構以外の非国家主体(企業、NGOsなど)の活動の活発化を踏まえ、国家、公的国際機構、非国家主体の協力によるグローバル・ガバナンスが必要とされている、(2) 高度に専門的で変化が著しいために実定法が未整備な分野(経済、情報、先端科学・技術など)では、公的な法や制度の整備が追い付かず、非国家主体による自主規制の役割が注目されている、という2点があげられる。特に先端科学・技術分野は、iPS細胞の開発のように人類の抱える問題を解決する手段となる可能性がある一方でその倫理性が問われ、また、2011年の大震災に伴う原発事故のように、国境を越えて直接的に人間の安全を脅かす存在となりうる。それゆえ、その管理・規制が早急に求められる分野であり、非国家主体による自主規制が数多くみられる。

2. 研究の目的

「法は国家が作るもの」という国家と法の一体性説の揺らぎのなか、恣意性や作成過程の民主主義の欠缺、実効性への疑問などを理由に、「法規範」としては不完全であることが指摘される非国家主体の自主規制の「国際規範性」を、理論的・制度的側面から明らかにし、国際社会における「規範の重層化」に関する研究の基盤を確立することが、本研究の目的である。本研究では、国境を越えた非国家主体の自主規制を分析することで、それらの「国際法規範性」を理論的・制度的側面から明らかにする。そのためには、第1に非国家主体による自主規制の性質とその課題を解明し、第2にそれらの「国際法規範」としての「正統性」を確保するための理論・制度を明らかにし、第3に既存の法規範との関係について検討する。

3. 研究の方法

上記の研究内容を行うために、これまでの研究で用いたオートポイエシス理論を分析の方法論として、先端科学・技術分野における非国家主体の自主規制の理論的・制度的分析を試みる。具体的には、(1) 国内外の先端科学・技術に関する研究機関、専門家NGOs、先端科学・技術関連の企業、シンクタンク、国内外の先端科学・技術担当省、国際機構などで、非国家主体による自主規制に関する資料収集およびインタビュー調査を行い、それらの理論的・制度的分析を行う。それと同時に、(2) 諸機関の研究協力者と議論を重ね、得られた知見を学術論文、学会報告及び出版の形で国内外に発信する。

4. 研究成果

(1) 非国家主体による自主規制とは

非国家主体による自主規制(通称グローバル法)は、非国家的主体が、グローバル市民社会と呼ばれるコミュニケーション・ネットワークの中で、自らの活動領域における秩序の維持を目的として、公的な立法過程に頼らずに形成する「規範」として捉えることができる。国家や国際機構による規制が不十分あるいは追いつかない分野、特に経済、IT、医療、スポーツ、環境、先端科学・技術の分野に多くみられる。それらは、非国家的主体自らの活動領域、例えば経済、科学・技術、医療、教育などに機能的に分化して発展し、機能分化した領域の自己組織化の過程において形成されるものである。すなわち、「規範」の空洞化によって、これまで「規範」形成の「外部」にいとみなされてきた非国家的主体(専門的職業従事者集団や、工場、研究機関、企業の専門技術を有す知識層、熟練労働者、個人も含まれる)が既存の法規範形成の枠組みに依存しない形で自己統治を行っているといえる(ベック1997: 36、46)。歴史的には、中世以来、教会法やイスラム法、ユダヤ法といった宗教法や、職業的慣習制度としての商人法(*lex mercatoria*)、国際仲裁裁判所の採決等が、国内法と同じ程度厳格に遵守されていた(レヴィー・ブリュー1972: 33-34)。

(2) 「法規範」としての正統性

しかし、このようなグローバル法は果たして「法規範」として捉えることはできるのか、また、その「正統性」はどこに求められるのかといった課題がある(Nölke 2006: 139)。規範論の立場から考えると、そもそも「規範」とは、ある一定の規則的な行為を導くものであり、「法規範」は規範一般の属性を持つとともに、ある一定の権利・義務的な行為を規則的に導くものであると捉えることができる。その意味ではグローバル法も権利と義務の文脈で捉えることができ、「法規範」とみなすことができるであろう。しかし、近代以降、法規範形成主体であった国家や国際機構は、直接あるいは間接的な民主的決定メカニズムに基礎付けられることによって、その行為の正統性を確保してきた。ここから、主権国家が人民の一般意志としての法規範を形成することで、その法規範の「正統性」が確保されるという、法と国家の一体性説が導かれる。ところが、グローバル法はそのような民主的決定メカニズムの外で形成される「法規範」である。また、主な主体が民間組織であることから、合目的な規範になりやすく規範自体が腐敗する可能性や、国際的な民間企業や専門家集団による恣意的な権力の行使として、グローバル法が形成される可能性を否定することはできない(Nölke 2006: 135-140)。加えて、グローバル法には国内や国際法のような制裁や法の執行機関が存在しないため、その実効性

を確保することが困難であると言うことを理由に、法規範としての不完全さを指摘することもできる (Domingo 2010:100)。

① 民主的要素の獲得

そこで、近代以降は法規範に拘束される者がその形成過程に参加すること、すなわち法規範の形成過程における民主的要素が、その法規範に対して「正統性」を与えてきたことから、グローバル法にも民主的決定メカニズムを採り入れることで、「正統性」の課題を解決できる可能性がある。この課題は、国境を越えた民主主義をめぐる議論と関連している。これは、グローバル法に関わらず、制度化された国際社会の中で幾度となく検討されてきたテーマである。国境を越えたレベルでの A) 参加型民主制、B) 審議型民主制、C) 機能的民主制、といったものが模索されている。しかし、グローバルな領域では、民主的決定メカニズムを設定することは困難であるとも指摘されている。間接的な民主的決定メカニズムを基盤とする国家間政治や制度化された国際政治においても、そこでの民主的要素の欠如が問題とされている。例えば、EU 憲法条約の失敗の原因の 1 つとして、その政策決定過程における民主主義の赤字や民主的説明責任の欠如といった問題が指摘された (Bono 2004: 175-177)。その後 EU は EU 議会の権限強化を中心とした民主化改革に乗り出したのだが、現在でも重要な課題の一つとされている。確かに、「投票」行為に基づく民主主義的制度を、グローバルな領域で求めることは困難も多い。しかし、「投票行為」よりも「意見の表明」や「議論」を重視し、また「領域的な社会」としての選挙区ではなく「利益共同体」としての機能的選挙区を想定することで、グローバルな領域に民主的な要素を与える可能性も存在する (Peters 2009: 263-264)。

② 手続を通じての「正統化」

19 世紀以降、法による権利の実定化が徹底されるに伴い、「正統性」は決定に拘束される者が決定参加するという以上、法あるいは「手続」の中に求められるようになった。特に、グローバル法のような、複雑性と可変性が著しい分野では、決定の「正統化」についての民主主義的決定メカニズムとは異質な形式が求められる (ルーマン 2003: 21)。「手続」は行為の予期を一般化させ、行為の偶発性を制限し、「〈開かれた〉同一性」を提供する、常に行為に一定の方向性をもたらさうものとして組織される。このような「手続」による行為の一般化が、「正統性」を獲得する条件となりうる (ルーマン 2003: 41)。なぜなら、「手続」を経ることで、個々の決定の内容の正しさについての一致がなくとも、システムを支えるコンセンサスを得ることができるからである。そこにおいて「手続」は、「個々の決定が実現する価値とは独立した一種の一般的な承認を見出すのであり、その承認こそが、拘束力のある決定の需要と尊重」を導く (ルーマン 2003: 20-21)。

このような「手続」を通しての「正統化」にとって重要なことは、どのような内容の決定がなされてもその決定に拘束されることの受け入れと、決定そのものの受け入れとの区別である。そしてこの、「いかなる決定にも拘束される」ということへの承認こそが、「正統性」には不可欠な要素となる。ゆえに、グローバル法が拘束力を持つとみなされ、そこに関わる者の行動の指針となることが承認される場合、「正統性」が与えられるのである。「正統性」を、価値の正しさの決定や内容についての確信として狭く捉えてしまうことで、経済、情報、先端科学・技術のような高度に専門的に変化が著しく複雑性を有するために国家や国際機構による規制が未整備である領域の管理や、そこでの主体の行為の安定性を維持するシステムの形成への可能性を閉ざしてしまう恐れがある。それは、グローバルな領域における複雑性、可変性、矛盾性を否認することにもつながる。拘束力を持つ決定の制度化を合目的あるいは恣意的な結果とみなさず、行為主体がグローバル法を自らの行動の前提として受け入れることで、相手の行動を予測することができる (ルーマン 2003: 22-24)。この「受け入れ」は、グローバル法に反した場合の「制裁」よりも、それらを受け入れることによって得られる「保証」を学習する社会的支持によって可能となる。そして、そのことがグローバル法に対して「正統性」を付与するのみならず、グローバル法の遵守に対して安定性と実効性を与える (Luhmann 1984: 64-67)。グローバル法の「正統性」は、制度化された「保証」と予期の構造によって与えられるのである。

現在のグローバル法における規範や制度の多くは、合目的的に形成された一次規範と呼ばれる行為規範である。そこで、そのような一次規範を形成あるいは適用するための前提条件となりうるような「手続」、すなわち、二次規範の策定が、グローバル法が「正統性」を得るための大きな足掛かりとなる。二次規範とは、一次規範の承認、一次規範の導入・廃止の権限付与、一次規範の変更手続きといったことを定める権限規範、及び一次規範の審査・異議申立てに対応する規範であり、二次規範が形成されることで、上位規範に則った下位の規範や制度が形成される (Hart 1997: Ch. 5)。実際に、環境や人権、経済、コンピュータ通信、国際生命倫理、国際スポーツなどの分野では、すでに根本規範や異議申立て機関としての裁判所が存在する (龍澤 2009: 125)。

(3) 既存の法規範や制度との連携

グローバル法は既存の法規範と独立して存在する場合もあるが、グローバル法が国際的な法規範や制度に採り入れられることもある。具体例としては、ダイヤモンドを中心とする宝石類の取引において原産地証明の添付を義務づけることで、内戦地域で産出される宝石

のうちで紛争当事者の資金源となるものを市場から排除するための自主規制を課すキンバリー・プロセス (Kimberley Process) や、WHO が各国の製薬会社と協力して作成したガイドラインによる薬品の安全性に関する国際規制では、国家や国際機構と民間の行為主体の協力 (PPP: Public Private Partnership) によるガバナンスが行われている。

(4) EUにおけるロボット技術管理の事例

そこで、国家や国際機構のみによっては規制や管理が困難な分野において、グローバル法を活用することでガバナンスを試みている事例として、EU のロボット技術ガバナンスを分析し、今後のグローバル法の可能性について検討する。

EU では AI ロボットの法規制が進められてはいるが、技術の進歩に比べると、ロボットによって起こりうる社会的な課題への法整備は遅れをとっていると言わざるを得ない。一方で、研究・開発や製品の安全性に関する規制やルール作りに関しては、実質的には国家や国際的な法規範の形成を待たずに、ISO 規格や学会の倫理規範 (1947 年ニュルンベルク綱領、1964 年世界医師会のヘルシンキ宣言、1981 年国際医学団体協議会のマニラ宣言など) によって行われているのが現状である。そこで EU では、PPP の枠組みにおいてグローバル法を有効的に利用することで、研究・開発とリスク管理の両立を目指している。

① PPP の制度化

通常、PPP は公役務 (Public Services) の管理・運営のために、公的機関によって供給されるべき業務やインフラを、公的機関と民間の協力関係によって供給するために行われる公的機関と民間の協力関係である。公的な契約の履行や公式の事業特許権を行使する混合資本で構成される機関の設立もこれに含まれる。公的な機関のみによる業務やインフラの供給と比較した場合、PPP による公役務の提供の方がより実効的かつ費用効果的である可能性があり、かつ、生産と配分の実効性が最もよく混ざり合った形態をとりうる。公的機関と民間機関の相関的な力と長所の、適切な利用を行うことができるのである (Oosterlinck 2014: 1)。また、公的機関とリスクと資金の分担ができることは、民間の研究機関や企業が PPP に参加するインセンティブにつながる。特に先端科学・技術の開発に関しては、高度で大規模プロジェクトになるため、必然的に国家や公的機関だけでなく民間も含めた国際的な協力が不可欠となる。このような PPP は EU において、動産・不動産の自由な処分、法的な訴訟の当事者となる能力を含む、加盟国における幅広い法人格を有する共同体の機関として、欧州共同体設立条約のなかで制度化されている (EC Council Regulation No. 1361/2008)。

② PPP とグローバル法

EU は Horizon 2020 という、欧州全体の研

究力向上を目指して、2014 年から 2020 年の間に総額 800 億ユーロを投じる EU 史上最大規模の研究開発を促進するためのプログラムを実施している。ロボット分野だけで、120 を超える研究プロジェクトがある。その中の SPARC という PPP によるプロジェクトは、Horizon 2020 から 7 億ユーロの助成を受ける民間主導の最大のプロジェクトであり、欧州委員会や欧州の研究機関、企業、非営利団体など 180 以上の組織が参加している。

Horizon 2020 に応募するさいに重要となるのが研究計画書であるが、この研究計画書には、認識された倫理的課題に対してどのように対処し、適応される法をどのように遵守するかなどに関する詳細な「倫理的自己評価」の記入が義務づけられている (European Commission 2015: 18.)。「倫理的自己評価」の内容として、例えば、ヒトの胚および胎児に関わる研究に関しては、ヒトのクローニングやヒトの遺伝構成を改変することを目的とした研究、体細胞核移植技術を含む研究や幹細胞の調達のためだけにヒトの胚を作製するための研究、ヒトの胚の破壊につながる研究が含まれていないことが確認されなければならない。また、臨床研究の参加者の自主性の確認や、参加者のインフォームド・コンセントを明確に文書化する必要があること、個人情報取り扱いへの注意事項の確認、動物実験における倫理規定の遵守の確認、環境と健康への安全性の確認、EU の輸出管理規則 (No. 482/2009) における軍民両用技術に該当するか否かなどについての詳細な検討項目への回答と、それらへの対処が倫理原則および国際法、EU 法、国内法に従っているかといったことを明記することが求められる (European Commission 2018)。

「倫理的自己評価」の作成には、民間の行為主体も参加し、その内容は、先端科学・技術分野におけるグローバル法を反映したものである。そして、審査員によって「倫理的自己評価」をもとに申請された研究が研究公正 (research integrity) を含む倫理原則や国際法、EU 法、国内法を遵守したものであるかが評価される。人権や人間の保護、動物の保護と福祉、データの保護とプライバシー、環境保護、研究成果の悪意ある利用、研究公正なども評価の対象となる。その他にも、情報の安全性の基準や、研究メンバーのジェンダーバランスに関する基準などが存在し、それら厳格な基準を満たした研究計画のみが、Horizon 2020 の助成を受けることができるのである (European Commission 2015: 18-19)。

先端科学・技術の研究・開発には常に大規模な予算が必要であり、Horizon 2020 のような助成プログラムへの参加は、研究・開発のための大きな助けとなる。それゆえ、研究プロジェクトの採択のためには、参加する研究者や企業、研究機関は必然的に Horizon 2020 の政策や倫理の方針に基づく行動規範に従うことを約束せねばならない。また、EU 以外の

研究者や企業、研究機関の参加も Horizon2020 への認めることによって、EU の先端科学・技術ガバナンスの方針や行為規範を、EU 以外からの参加者・機関にも適用することができ、さらには、このような科学・技術ガバナンスが未成熟な国の状況を改善する契機となることも期待できる。一方、プロジェクトの参加者や参加機関にとっては、研究費の確保やリスクの分担だけではなく、国際的な研究機関や大学、企業などとのネットワークや情報チャンネルを広げることができ、また、自国にない実験機器やデータベースへのアクセスおよび自国では認められていない実験を他国において実施する機会をえられることなどが、参加する動機となる。

(5) 課題と今後の展望

ただし、このような PPP の枠組みのなかでのグローバル法や民間主導のガバナンスの活用には課題がある。一つは、研究・開発の管理・規制を実現するためには、研究プロジェクトの申請時における評価だけでは不十分であるという点である。そのために、研究途中の評価や研究終了時の評価に加え、成果を得てから何年かたった後にも評価を行うことが必要となる。二つ目は、現在の倫理基準が主にバイオテクノロジーに関する研究を対象としている点である。今後は他分野の技術に関わる研究を対象とした検討項目を作成する必要があるであろう。そのさい、それぞれの分野のグローバル法を参考にすることができる。三つ目は、軍民両用技術の研究・開発に関する取り扱いである。軍事に関わる研究に関しては、大学や研究機関、学会が独自に携わらない旨の声明を出し、構成員が軍事研究に参加することを禁止しているところもある。しかし、軍民両用技術や、公開された研究成果の軍事利用に関しては議論が分かれる。ただ、そのような技術の研究・開発の管理・規制が必要であることは認識されている。そこで、研究の情報や成果を公開することで、民主的な判断ができるような状況を確保することが必要となるだろう。また、この点に関して、助成機関だけではなく、プロジェクトに参加する研究機関、大学、学会が各々方針を定め基準を設けることも大切であると言える。

今後の研究課題としては、このような先端科学・技術の研究・開発とリスク管理の双方を両立させることができるガバナンスのモデルとして、国際的な PPP の制度化について検討したい。

<参考文献>

- Bono, Giovanna. [2004] The European Union as an International Security Actor: Challenges for Democratic Accountability. In The Double Democratic Deficit, eds. Hans Born and Heiner Hänggi, 163-181. Burlington: Ashgate.

- Domingo, Rafael. [2010] The New Global Law. Cambridge: Cambridge University Press.
- European Commission Directorate-General for Research & Innovation, Grants Manual - Section on: Proposal Submission and Evaluation (section III.5, III.6, IV.1, IV.2), Version 1.4, 28 May 2015.
- Hart, H.L.A. [1997] The Concept of Law. Oxford: Oxford University Press.
- European Commission Directorate-General for Research & Innovation, Horizon 2020 Programme, Guidance How to Complete your Ethics Self-assessment, Version 5.3, 21 February 2018.
- Luhmann, Niklas. [1984] Social System. Stanford: Stanford University Press.
- Nölke, Andreas. [2006] Private Norms in the Global Political Economy. In Global Norms in the Twenty-First Century, eds. Klaus-Gerd Giesen and Kees van der Pijl, 134-149. Cambridge: Cambridge Scholars Press.
- Oosterlinck, René [2014] "PPP for Outer Space Activities Case Study - Galileo," paper prepared for the lecture on Technology and Transnational Governance: Public Private Partnership in Space, Ritsumeikan University, 17 December.
- Peters, Anne. [2009] Dual Democracy. In The Constitutionalization of International Law, Jan Klabbers, Anne Peters, Geir Ulfstein, 263-341. Oxford: Oxford University Press.
- ベック、ウルリッヒ [1997] 「政治の再創造 - 再帰的近代化理論に向けて」、ウルリッヒ・ベック、アンソニー・ギデンズ、スコット・ラッシュ 『再帰的近代化：近現代における政治、伝統、美的原理』、松尾精文、小幡正敏、叶堂隆三訳、而立書房。
- レヴィー・ブリュール、アンリ [1972] 『法社会学』、杉剛、高瀬暢彦訳、白水社。
- ルーマン、ニクラス [2003] 『手続を通しての正統化 新装版』今井弘道訳、風行社。
- 龍澤邦彦 [2009] 「グローバル法とトランスナショナル (民際的な) 憲法主義」『憲法研究』第 41 号、113-131。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① 川村仁子 「AI ロボットをめぐるグローバル・ガバナンスの現状と今後の展望：EU を事例

として」『憲法研究』50巻、2018年、
査読有、ページ数未定。

- ② TATSUZAWA, Kunihiko and KAWAMURA, Satoko, “Global Civil Society and Global Law: Public Private Partnership in Advanced Science and Technology,” Paper for Risks and Opportunities in the Civil Society - Public Institutions Relationship A Re-Assessment of the EU and Global Policy Process, 2015, 巻数なし, 査読有, 1-30.
- ③ 川村仁子「グローバル市民社会における民間による自主規制の「正統性」—システム分析からの検討—」『立命館国際研究』26巻3号、2013年、1-18、査読有。
- ④ 川村仁子「現代国際社会における人権規範の普遍化に関する社会学理論からの検討」『東洋法学』57巻1号、2013年、pp. 217-236、査読無。

[学会発表] (計 9 件)

- ① 川村仁子「ロボットをめぐる国際的なガバナンス：EUを事例として」、憲法学会第118総会・研究会、2017年。
- ② 川村仁子「オートポイエーシス理論と国際関係」、龍谷大学社会科学研究所アフリカ研究センター研究会(招聘講演)、2017年。
- ③ KAWAMURA, Satoko, “Nationalism and Democracy in the Age of Globalization,” 立命館大学人文科学研究所社会統合の比較分析研究会 2017年度国際シンポジウム、2017年。
- ④ KAWAMURA, Satoko, “Advanced Technology and International Relations,” 科研費若手研究(B) 国際シンポジウム 2017年。
- ⑤ WOOLFSON, Charles, KAWAMURA, Satoko, “The Contradictory Implications of Brexit for the Future of European Integration,” 立命館大学人文科学研究所社会統合の比較分析研究会 2017年度第1回講演会、2017年。
- ⑥ TATSUZAWA, Kunihiko, KAWAMURA, Satoko, “Global Civil Society and Global Law: Public Private Partnership in Advanced Science and Technology,” Risks and Opportunities in the Civil Society - Public Institutions Relationship A Re-Assessment of the EU and Global Policy Process, 2015.
- ⑦ KAWAMURA, Satoko, “Technology and Transnational Governance: Public Private Partnership (PPP) in Space,” 2014年度研究推進プログラム(若手研究)「国家、国際機構、非国家主体による重層的なトランスナショナル・ガバナンス(民際的統治)の研究:科学・技術管理を事例に」国際シンポジウム、2014年。
- ⑧ 川村仁子「国際関係における国家の行動」東洋大学基礎哲学研究会、2013年。

- ⑨ 川村仁子「国際社会における人権概念の普遍性：法社会学からの分析」東洋大学法学会、2013年。

[図書] (計 7 件)

- ① 龍澤邦彦、川村仁子『国際秩序論』、晃洋書房、2018年、ページ数未定。
- ② 中谷義和、川村仁子、高橋進、松下洸編『ポピュリズムのグローバル化を問う—揺らぐ民主主義のゆくえ—』、法律文化社、2017年、275 (27-47)。
- ③ 山下範久、安高啓朗、芝崎厚士編、川村仁子ほか著『ウェストファリア史観を脱構築する—歴史記述としての国際関係論—』ナカニシヤ出版、2016年、268 (172-185)。
- ④ 川村仁子『グローバル・ガバナンスと共和主義：オートポイエーシス理論による国際社会の分析』法律文化社、2016年、208。
- ⑤ 出原政雄、竹島博之、長谷川一年編、川村仁子ほか著『原理から考える政治学』法律文化社、2016年、238 (40-57)。
- ⑥ 松下洸、山根健至編著、川村仁子ほか著『共鳴するガヴァナンス空間の現実と課題—「人間の安全保障」から考える』晃洋書房、2013年、304 (56-69)。
- ⑦ 佐藤誠、大中真、池田丈佑編、川村仁子ほか著『英国学派の国際関係論』日本経済評論社、2013年、250 (221-232, 255-269)。

[その他] (計 3 件)

[コラム]

- ① 川村仁子「民間主導のガヴァナンスの挑戦」、松下洸、藤田憲編著『グローバルサウスとは何か』ミネルヴァ書房、2016年、pp. 294-295。
 - ② 川村仁子「神と動物」、高橋良輔、大庭弘継編『国際政治のモラル・アポリア 戦争/平和と揺らぐ倫理』ナカニシヤ出版、2014年、pp. 299-300。
- [司会]
- ① 川村仁子、司会、国際シンポジウム「トランプ政権は世界をどう変えるか」2017年1月20日、立命館大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川村 仁子 (KAWAMURA, Satoko)
立命館大学・国際関係学部・准教授
研究者番号：40632716

(2) 連携研究者

龍澤 邦彦 (TATSUZAWA, Kunihiko)
立命館大学・国際関係学部・教授
研究者番号：40255162

(3) 研究協力者

Dr. René Oosterlinck
Dr. Frédéric Nordlund
Dr. Raffaele Marchetti
Dr. Alexandra Mendoza-Caminade